

「ビーバースカウトの宿泊を伴う活動」  
再検討の結果について

神奈川連盟県コミッショナー 清水 裕

**【はじめに】**

昨年（平成 28 年）7 月、全団団委員長および全団ビーバースカウト隊長、全地区コミッショナーに向けて、「ビーバースカウトの宿泊を伴う活動についてアンケート」を実施しました。（総数 285 団・隊・地区コミに対し、213 団・隊・地区コミから 75%の回答率で回答を頂きました。）\*

一方、平成 29 年 4 月に大幅に改定されて出版された「ビーバースカウト隊リーダーハンドブック」の中で、「ビーバースカウトの宿泊を伴う活動について」あらためて日本連盟の方針が明示されました。

こうした経緯を踏まえて、あらためて「ビーバースカウトの宿泊を伴う活動」について、神奈川連盟の考え方を示すこととしましたのでご報告します。

※ 昨年（平成 28 年）、ある団委員長から、「日本連盟が平成 12 年に、ビーバースカウトの宿泊を伴う活動は原則禁止とする措置を決めてからすでに 17 年が経ち、神奈川連盟としても内容をあらためて検討する必要があるのではないか」との提案をいただきました。

## 「ビーバースカウトの宿泊を伴う活動」に対する 神奈川連盟の基本的な考え方

改定されて出版された「ビーバースカウト隊リーダーハンドブック」の中で、平成12年当時に日本連盟から出された「ビーバースカウトの宿泊を伴う活動について基本方針」があらためて掲載されました。

一方「ビーバー隊の年間プログラム」というタイトルの「戸外」と「野外」という項目には、「団・地区や県連の行事など、必要に迫られた活動以外での宿泊を伴う活動は実施しないでください」と書かれました。

日本連盟は、あらためてこの問題に対する基本的な方針を示したものと考えられます。

また、ビーバースカウト年代の特性や活動範囲・危険予知能力や、スカウトの一貫教育の中で示されているビーバースカウト活動のねらい等から考えて、県連盟としても日本連盟によって示された方針の通りと考えますので、県下の全団、全ビーバースカウト隊に対し、あらためて日本連盟の基本方針に沿って活動するよう要請します。

- ❖ 「ビーバースカウト部門プログラムでは、1回の集会は2時間程度の「遊び」を中心とする活動を月に数回おこなうことを基本としていることから、「宿泊を伴う活動」は行わないこと。

しかし、今般のアンケート結果でも現われたように、ビーバースカウト隊の8割が宿泊を伴う活動を実際に行っている（この数字は、日本連盟が平成12年当時に調査した数字と同じです）一方、6割の団で、地区や団行事としてこの活動を行っていることから、日本連盟の方針に従って、以下に示す場合については、県連が示す「配慮事項」を遵守したうえで実施していただくこととします。

- ❖ 団行事や地区県連行事の事情により、やむを得ず宿泊を伴わなければ活動に参加できない状況においては、事故等の発生を未然に防止するために最小限必要と思われる「配慮事項」を遵守した上で実施すること。

## 神奈川県連盟新配慮事項

平成 12 年 12 月 1 日に出された「神奈川県連盟の基本方針」の「配慮事項」は、次のとおり改定します。

### 【宿泊を伴う活動を行う場合】

1. ビーバースカウト隊が「宿泊を伴う活動」行うのは、団行事・地区行事で宿泊を伴わなければ活動に参加できない場合に限ります。
2. 団行事とは、団委員長がその責任者となって計画し、全隊を対象とした行事を指し、ビーバースカウト隊単独活動、他団のビーバースカウト隊との合同活動、BVS 隊-CS 隊の合同活動は含みません。

### 【宿泊の場所】

3. 宿泊場所は団所在場所の近隣で、舎営（テント泊は不可）とし、宿泊日数は 1 泊 2 日を原則とします。

### 【事前現地踏査・活動計画書・安全対策計画書】

4. 指導者による危険防止のための事前現地踏査十分に行い、「活動計画書」のほかに、緊急時の対応・危険防止対策を含む「安全対策計画書」（以下「安全計画書」）を策定して団会議で協議し、団委員会（団委員長）と安全担当者の承認を得ること。
5. 夏期期間の活動計画概要は、毎年 7 月に県連盟で実施される「夏期活動計画書」調査を提出願います。「夏期活動計画書」は様式に従って団委員長が承認の印を押印して地区コミッショナーに提出し、地区コミッショナーは所見を入れて県コミッショナーに提出してください。

### 【引率の隊指導者】

6. 引率にあたる隊指導者は、それぞれ隊長・副長の資格を有し、隊活動において十分な経験を有する者で、通常の集会でいつもスカウト活動を実際に行っている指導者がこれにあたるようにしてください。
7. 経験の浅い（ビーバースカウト隊指導者としての経験が 3 年未満の）隊長を当てる場合は、経験の深い副長を付けるなどの処置を行うことを要請します。
8. 安全管理のために、スカウト 3 名に対し、成人指導者 1 名が同行するよう配置を下さい。
9. 就寝時、指導者はスカウトと同室とします。ただし、男性指導者が女子スカウトと同室にならないよう配慮すること。

### 【保護者の参加】

10. 保護者の参加を要請してください。  
ビーバー年代児の特性（何が起こるかわからない年代、長時間にわたって保護者がいないと精神的に不安定な時代）から、保護者の参加を原則とします。
11. 「ビーバースカウトの宿泊を伴う活動」を実施する場合には、事前に保護者に十分な説明を行い、理解を得なければなりません。

### 【保険の加入】

12. 参加者全員に対して万一の事故に備えて、少なくとも日本連盟の安心・安全制度（加盟登録の際に自動的に加入する「そなえよつねに共済・賠償責任保険」制度）以上の保険に加入してください。

### 【安全担当者の配置】

13. この活動に限らず、ビーバースカウト隊の活動には「安全担当者」を置かねばなりません。特に「宿泊を伴う活動」には、隊長以外の有資格の「安全担当者」を置いてください。
14. 「安全担当者」にはビーバースカウトの活動面や生活面において、安全の確認を行わせるとともに、隊指導者への指導助言を行う役割を持っています。
15. 「安全担当者」は、「宿泊を伴う活動」計画の立案時より参画し、活動計画の目的、ねらいを踏まえながら安全性を確保できるように、主催者をはじめ全指導者、支援者を支援しなければなりません。プログラムを第三者的立場で検討し、その内容を「活動計画」および「安全対策計画書」の中で具体的に反映させなければなりません。
16. 「安全担当者」の資格については、別途神奈川連盟に基準があり、事前に県連安全委員会に氏名を届け出ることとなっています。
17. 「安全担当者」は、事前に通常のビーバー活動に2～3回以上参加し、保護者との間で、スカウト一人ひとりの健康・体力・性格や、活動場面で現れる個性などを事前に把握すること。
18. 「安全担当者」は、活動の一週間前より記載させた「健康チェックシート」を確認し、健康管理上参加に疑問があるビーバースカウトの参加を認めてはならない。
19. 「安全担当者」は、活動中は朝・晩の健康をチェックし、健康管理上疑問のある場合には、必ず隊長と保護者に連絡して対策を取ること。

以 上